居宅介護支援事業所 ウィステリア倶楽部 重要事項説明書

社会福祉法人 親愛会

1. 事業経営法人

法 人 名:社会福祉法人 親愛会

所 在 地:茨城県水戸市千波町 2770-20

連 絡 先:電話 029-243-5322

FAX 029-243-5765

代表者名:理事長 武藤 邦彦 設立年月日:昭和48年2月22日

2. 事業所の概要

事業所名:居宅介護支援事業所 ウィステリア倶楽部

所 在 地:茨城県東茨城郡茨城町前田1707-349

連 絡 先:電話:029-240-7880

FAX 029-240-7881

開設年月日:平成24年7月1日

介護保険指定年月日: 平成 24 年 7 月 1 日

介護保険指定事業所番号: **0873101596**

管 理 者:江頭 美織

営業 日:月~金(土・日・年末年始、その他臨時で休業)

営業時間:午前9時~午後6時

サービス提供地区:茨城町、水戸市、小美玉市、笠間市、大洗町

職員体制:管理者兼介護支援専門員1名

介護支援専門員1名(兼務)

3. 事業の目的と方針

介護保険法の理念に基づいて、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、居宅における介護支援を提供することを目的とします。そして能力に応じ可能なかぎり自立した日常 生活を営む事が出来るよう、支援する方針としています

4. 提供するサービス

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 情報の提供
- (3) 要介護認定の申請・変更の代行
- (4) 関連事業者等の連絡調整
- (5) 給付管理表の作成・提出

5. 担当職員

担当する介護支援専門員は<u></u>です。 職員は、常に身分証明書を携行しています。

6. 利用料金

- (1) 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けている場合には、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。
- (2) 前項の利用料について、関係法令の見直し等により変更があった場合は、事業者は当該利用料を変更することができるものとします。
- 7. 相談・苦情についての窓口
- (1) 居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情は下記の通りです。

①電 話:029-240-7880

②F A X: 029-240-7881

③担当者:管理者兼介護支援専門員 江頭 美織

- (2) 当事業所以外に、各市町村の苦情相談窓口でも受付けます。
- 8. 公正中立な居宅介護支援(ケアマネジメント)の確保
- (1) 利用者がサービスを選択できるように支援し、サービス内容、利用料等の情報を適正 に利用者または家族に対して提供するものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

【参考資料】

前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の利用状況

※ここでの前6か月とは、令和6年9月~令和7年2月を指します。

- ①訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ·訪問介護 14.5%
 - ·通所介護 73.3%
 - · 地域密着型通所介護 6.6%
 - ·福祉用具貸与 39.4%

②訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一 事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションのあ 69.2%	ヘルプサービスみどりおか 30.7%	該当なし	
通所介護	デイサービスセンター ウィステリア倶楽部 70.4 %	桜の郷元気ひたちの長岡 15.1%	たんぽぽ平須 5.3 %	
地域密着型通所介護	デイ松ぼっくり 50.0 %	デイサービスとんぼ 50.0%	該当なし	
福祉用具貸与	ロングライフ 74.6%	介護用品のスマイル 16.9%	東関東サービス 8.4%	

9. 虐待の防止

- (1) 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。
- ①虐待防止のための委員会を定期的に開催します。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待防止のための研修を定期的に開催します。
- (2) サービス提供中に、虐待と思われる行為、又は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

10.秘密保持

利用者及び家族の個人情報の管理について、『個人情報の保護に関する法律』を遵守し、 サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の情報を第三者に漏らしません。また、 外部への情報提供等については、利用者又は家族、代理人の了承を得るものとします。

11.事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送などの必要な措置を講じ、速やかに家族及び関係諸機関に事故発生状況及び対応等について報告するとともに、その経過を記録します。
- (2) 事故等により要介護又は要支援認定に影響する可能性のある場合には、市町村(保険者)に事故の概要を報告します。
- (3) 事故発生後はその原因及び経過を検証し、再発の防止に努めます。

12.業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施、又は早期再開を図るために当該計画を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対し業務継続計画について周知を図ると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

13.感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1) 感染症の予防及びまん延防止を図るための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止を図るための指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止を図るための研修・訓練等を定期的に実施します。

以上、居宅介護支援の提供にあたり、本書面に基づき重要事項について説明しました。 本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名・捺印の上1通ずつ保有するものとします。

(事業者)

所 在 地 茨城県東茨城郡茨城町前田 1707-349

事業所名	居宅介	↑ 護支援事業	美所ウィステリ	ア倶楽部	3			
管理者	江頭	美織		(EII)				
説 明 者				(II)				
私は、本書 ました。	書面に 。	より事業者が	から居宅介護え	支援につい	いての重要事項 の	説明を対	受け、	同意し
					令和	年	月	日
(利用者)								
住 所								
氏 名				(II)				
(代理人)								
住 所								
氏 名				((本人との関係)